



2015年2月23日

日本疫学会 会員各位

日本疫学会選挙管理委員会
委員長 中山 健夫

2016～2017年度 代議員選挙について（所属ブロックの確認と立候補の受付）

2015年1月22日に開催された第25回会務総会において、日本疫学会は2015年12月1日に一般社団法人化されることが決議されました。つきましては、日本疫学会「代議員および役員の選任に関する細則」および「代議員選挙に関する内規」（P3～8）に基づき、移行年度である2015年度に前倒しで、下記の要領により地域区分（所属ブロック）別に代議員選挙を実施いたします。選出された代議員は、2015年12月1日の一般社団法人日本疫学会設立後、ただちに本法人の社員となります。

代議員選挙は所属ブロック別に行いますので、「代議員および役員の選任に関する細則」の別表1をご確認いただき、勤務地（現在勤務していない方は居住地）が、ご案内メール（2/23送信）に記載されている所属ブロックと異なる場合は、4月30日（木）までに事務局にお知らせください。投票はオンラインで行います。ご登録の所属ブロック以外のブロックにログインし、投票することはできません。詳しい投票方法につきましては、5月中旬にお知らせします。

選挙権者と被選挙権者は、下記の通りです。

- 選挙権者：2014年度より引き続き正会員であり、かつ2015年4月30日までに会費を全納している正会員。（4月30日までに変更のお申し出がない場合は、本メールに記載されている所属ブロックで投票してください。）
- 被選挙権者：2014年度より引き続き正会員であり、かつ2015年4月30日までに会費を全納している正会員。但し、2015年12月31日までに満61歳になる者は除く。

代議員は、下記の要領で立候補ください。

1. 募集する代議員の定数

地域区分ごとに、4月30日における選挙権および被選挙権を有する正会員の概ね正会員10人に1人の割合を乗じたものとする。

2. 代議員の任期

一般社団法人日本疫学会設立の日（2015年12月1日）から、2017年度に行われる代議員選挙終了の時まで

3. 立候補の手続き

1) 受付期間：2015年2月23日から2015年4月30日

2) 会員IDとパスワードで、会員専用サイトにログインし、「代議員立候補受付」のボタンをクリックし、入力フォームに必要事項【E-mail、会員番号、氏名、勤務先、所属ブロック】を記入して送信してください。

(IDとパスワードが不明な方は事務局にお問い合わせください。)

今後のスケジュール（予定）：

2月23日： 代議員選挙立候補受付開始

4月30日： 同締切

5月中旬： 代議員候補者名告示

6月初め～末： オンライン投票

6月末： 代議員決定

代議員および役員を選任に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、定款第 5 条 4 および第 2 1 条に基づき、当法人代議員および役員
の選任について必要な事項を定め、適正な役員を選任を図ることを目的とする。

(代議員および理事の定数)

第 2 条 代議員および理事は別表 1 に示す地域区分ごとに選出する。

第 3 条 各地域区分で選出する理事（以下、選出理事という）および代議員の定数は、
改選のつど選挙管理委員会が案を提出して理事会で決定する。

2 代議員の定数は、地域区分ごとに選挙権および被選挙権を有する正会員の概ね正
会員 1 0 人に 1 人の割合を乗じたものとする。

3 理事の定数は 2 0 名とする。うち 1 5 名を選出理事とし、残りを理事長が指名す
る理事（以下、指名理事という）とする。ただし、選挙では各地域区分に最低 1 名
を割り当てる。残りの選出理事数は、選挙権および被選挙権を有する各地域所属
の正会員数によりドント方式で定める。

(選挙管理委員会)

第 4 条 本細則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

2 委員会の委員は理事会において、正会員の中から 5 名を選び理事長が委嘱する。

3 委員会の委員長は委員の互選による。

4 委員の任期は 2 年間とする。ただし、再任をさまたげない。

5 委員に欠員が生じた場合は、第 1 条により補充委員を選任し、委嘱する。補充委
員の任期は、前任委員の残任期間とする。

6 委員会の事務は当法人事務局で行う。

7 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(選挙権及び被選挙権)

第 5 条 代議員の選挙資格を有する者（以下、選挙権者という）は、代議員任期終了年
度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期
日までに会費を全納している正会員とする。

第 6 条 代議員の被選挙資格を有する者（以下、被選挙権者という）は、代議員任期終
了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定め

る期日までに会費を全納している正会員とする。但し、代議員選挙が実施される年の12月31日までに満61歳になる者は被選挙権を失う。

第7条 選挙権者ならびに被選挙権者の所属する地域区分は、選挙が行われる直近の社員総会時点における主たる勤務地によって定める。なお、現に勤務していない者は居住地による。

第8条 代議員が自分の所属する地域区分を変更した場合には、その任期中は新しい所属地域区分の代議員とする。

2 正会員の資格を喪失した代議員は、代議員の資格を失う。

(代議員候補者の選任)

第9条 選挙管理委員長は、代議員任期終了年度の6月1日までに代議員選挙の告示を行うものとする。

第10条 代議員に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第11条 選挙管理委員長は、代議員選挙候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき代議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の正会員に通知しなければならない。

第12条 代議員は、地域区分ごとに当該候補者のなかから同地域区分所属の選挙権者の無記名投票によって選任する。ただし、第11条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数と同数となったときは、投票は行わない。

第13条 開票は選挙管理委員会が行う。

第14条 得票数の多い順に地域区分別の代議員候補者定数までを当選者とし、次点を予備代議員候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備代議員候補者を決定する。

2 地域区分の代議員に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、当該地域区分の予備代議員候補者名簿により繰上げ補充を行うことができる。その場合、代議員の任期は前任代議員の残任期間とする。

第15条 代議員の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事候補者の選任)

第 16 条 理事の選挙は地域区分ごとの代議員の互選とし、単記無記名投票により行う。

第 17 条 理事に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 18 条 選挙管理委員長は、理事候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の代議員に通知しなければならない。

第 19 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 20 条 得票数の多い順に地域区分別の理事候補者定数までを当選者とし、次点を予備理事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備理事候補者を決定する。

2 選出理事に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、予備理事候補者により繰上げ補充を行うことができる。その場合、理事の任期は前任理事の残任期間とする。

3 地域区分を変更した選出理事は、理事の資格を失う。

4 指名理事については、理事長が代議員のうちから理事候補を指名する。

5 指名理事に欠員が生じた場合、理事長は、代議員のうちから補充を行うことができる。

6 正会員の資格を喪失した理事は、理事の資格を失う。

第 21 条 理事の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(監事候補者の選任)

第 22 条 監事候補者は、代議員 3 名による推薦を受け、本人の承諾を得た者のなかから、全国の代議員の無記名投票により選出する。

2 選挙管理委員会は、監事候補者の氏名、経歴および所信または推薦理由を全代議員に通知し、選挙を実施する。得票数の多い順に 2 名を当選者とし、次点を予備監事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備監事候補者を決定する。

3 監事に欠員が生じた場合、選挙管理委員会委員長は、予備監事候補者を繰上げ補充することができる。その場合、監事の任期は前任監事の残任期間とする。

附則

1. この細則の変更は、理事会の議決による。
2. この細則は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。

別表 1

地域区分（ブロック）は、北海道・東北、関東甲信越（東京を除く）、東京、中部、近畿、中国・四国および九州・沖縄の区分とする。各地域に所属する都道府県は次の通りとする。

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信越（東京を除く）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

東京：東京都

中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

代議員選挙に関する内規

(目的)

第 1 条 本内規は、一般社団法人日本疫学会（以下、当法人という）定款第 5 条に定める代議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(代議員の総数)

第 2 条 地域区分別の代議員候補者定数は、代議員選挙を告示する年の 4 月 30 日における正会員数に概ね 10 人に 1 人の割合を乗じて算出された数（端数切り上げ）とする。

(選挙の方法)

第 3 条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

2 選挙管理委員会は立候補者の資格を確認したのち、①候補者氏名、②勤務先、③当法人の役員の別、④前回代議員の別、⑤入会年度、を記載した立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の 14 日前までにホームページへ掲載するなどの方法で告示する。

(投票の方法)

第 4 条 投票は会員一人につき、地域区分別の代議員候補者定数以内で、無記名連記で行う。

(立会人)

第 5 条 開票に際して立会人を置く。

2 立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(無効投票)

第 6 条 投票の効力は選挙管理委員会が判定する。

(代議員の決定)

第 7 条 代議員は、立候補者の中から有効得票数が多い者の順に決定する。

2 有効得票数が同数の立候補者があるときは、抽選により選挙管理委員会がその順位を決定する。

附則

- 1 本内規の変更は、理事会の議決による。
- 2 本内規は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。